相続債権者受遺者への請求申出の催告

国籍韓国、最後の住所茨城県つくば市緑が丘一五番地六

被相続人　亡　池田秀子こと　張　秀基

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年十月二十六日

茨城県つくば市東新井二番地一ＫＭＳＳⅡ四〇二号室井出法律事務所

相続財産管理人　弁護士　井出　晃哉

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍千葉県香取市小見川九一五番地二、最後の住所千葉県香取市小見川九一五番地二

被相続人　亡　渡邊　寿子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年十月二十六日

事務所千葉市中央区中央三丁目八番七号中央スカイビル九階　千葉ＣＭＣＩＩＩティ法律事務所

相続財産管理人　弁護士　常木　康昭

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都葛飾区東立石四丁目五七七番地、最後の住所東京都葛飾区立石一丁目一二番四号

被相続人　亡　佐藤　榮子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年十月二十六日

事務所東京都千代田区丸の内二丁目六番一号丸の内パークビルディング森・濱田松本法律事務所

相続財産管理人　弁護士　山元　裕子

（登録姓　安永）

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都板橋区中台三丁目二七番、最後の住所東京都板橋区前野町六丁目六〇番四号

被相続人　亡　平田　充

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年十月二十六日

東京都港区虎ノ門五丁目一三番一号虎ノ門四〇ＭＴビル二階虎ノ門総合法律事務所

相続財産管理人　弁護士　吉田　朋

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍石川県金沢市三池町一一九番地九、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　能村　康弘

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年十月二十六日

石川県金沢市尾張町一丁目九番一一号尾張町レジデンス六〇四号　岡田法律事務所

相続財産管理人　弁護士　三田　勇樹

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍石川県金沢市石引二丁目一一八九番地、最後の住所石川県金沢市石引二丁目二八番五号　被相続人　亡　服部　信子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年十月二十六日

石川県能美市福島町く一九八番地

相続財産管理人　近藤　守

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大阪府堺市堺区京町通五六番地、最後の住所大阪府堺市堺区出島町二丁七番四四―四〇五号　被相続人　亡　藤澤　愼介

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年十月二十六日

大阪市北区西天満六丁目七番四号大阪弁護士ビル四〇二号

相続財産管理人　弁護士　平山　博史

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大阪府大阪市阿倍野区共立通一丁目一八番地、最後の住所大阪市阿倍野区共立通一丁目一一番二八号　被相続人　亡　髙妻　睦夫

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年十月二十六日

大阪市北区中之島二―三―一八中之島フェスティバルタワー一九階

相続財産管理人　弁護士　玉越　久義

宅地建物取引業者営業保証金取りもどし公告

宅地建物取引業法第30条及び宅地建物取引業者営業保証金規則第８条の規定により次のとおり公告します。

下記の者に係る営業保証金につき宅地建物取引業法第27条第１項の権利を有する者は、本公告掲載の翌日から６箇月以内にその債権の額、債権発生の原因たる事実並びに住所氏名又は名称を記載した申出書２通を下記提出先に提出して下さい。前記の申出書の提出がないときは、下記の者に係る営業保証金は同人に返還されます。

平成28年10月26日

記

［掲載順序］

①商号又は名称　②免許証番号　③（代表者の）氏名　④事務所の所在地　⑤営業保証金の額　⑥申出書提出先　⑦掲載者住所、商号又は名称及び氏名

①野村不動産アーバンネット株式会社　②国土交通大臣(4)6101　③代表取締役　前田研一　④東京都新宿区西新宿一丁目26番２号　廃止した従たる事務所　東京都千代田区丸の内一丁目６番１号　⑤500万円　⑥関東地方整備局長　⑦東京都新宿区西新宿一丁目26番２号　野村不動産アーバンネット株式会社　代表取締役　前田研一

①メディア・スペース株式会社　②東京都知事(6)59264　③代表取締役　舟本義隆　④東京都豊島区池袋２丁目45番１号　⑤1000万円　⑥東京都知事　⑦東京都豊島区池袋２丁目45番１号　メディア・スペース株式会社　代表取締役　舟本義隆

①株式会社富士システア　②大阪府知事(2)53032　③代表取締役　内山進　④大阪府門真市常称寺町27番19号　⑤1000万円　⑥大阪府知事　⑦大阪府門真市常称寺町27番19号　富士ホールディングス株式会社　代表取締役　内山進

①有限会社森弥　②大阪府知事(2)52581　③代表取締役　森本政隆　④旧大阪府豊中市庄内宝町２―９―25第一富士マンション100　㈲大阪府豊中市庄本町一丁目13番11号　⑤1000万円　⑥大阪府知事　⑦大阪府豊中市庄本町一丁目13番11号　有限会社森弥　代表取締役　森本政隆

①有限会社三和測量　②大阪府知事(7)第29557号　③代表取締役　堤博　④大阪府寝屋川市大利元町２番６号　⑤1000万円　⑥大阪府知事　⑦大阪府寝屋川市大利元町２番６号　有限会社三和測量　代表取締役　堤博